

入札監理小委員会における審議の結果報告 厚生労働省ネットワークシステムの 更新整備及び運用管理業務

1. 経緯

厚生労働省の「厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務」については、公共サービス改革基本方針に基づき民間競争入札を実施することとされ、平成 25 年 7 月から平成 29 年 3 月までの 45 か月間の同システム運用管理業務を民間事業者への委託により実施している。

○今期の運用期間:平成 25 年 7 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日(45 か月間)

被保険者等が厚生労働省に対して年金記録の訂正を請求することができる手続の創設を定めた「年金事業改善法^(注)」を施行するため、平成 27 年 4 月から地方厚生局の下に組織(職員約 600 名規模の体制を想定)を新設して業務を開始する予定である。

この新組織においても効率的な事務処理の基盤として厚生労働省ネットワークシステムが不可欠であり、同システムの利用者数を増加させるための契約変更を行う必要が生じた。

(注)「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」

2. 契約変更の内容等

入札監理小委員会は、厚生労働省から報告を受け、今回の契約変更について下記の点を確認し、公共サービス改革法の趣旨が損なわれるものではないと判断した。

○別途調達の要否について

新規事業者が当該役務を受注する場合、新規のシステム基盤を構築する費用等が必要となるなど経済的に不合理であり、また、新規システム利用者が現行システム基盤に既に蓄積されている情報資産を直接利用することや新組織が発信する情報の伝達や現行システム基盤への収録をスムーズに行えなくなるなど容易かつ迅速な情報の交換・共有・連携が難しくなるため、契約変更による既存システムの改修で対応する方が合理的である。

また、今回の契約変更は本体契約の入札の公正性を損なう規模のものではない。

○実施経費について

上述のとおり、契約変更によるシステム改修での対応は、新規事業者が受

注する場合と比べ、新規のシステム基盤を構築する費用が不要となるなど費用面でのメリットが大きく、また、現行事業者との契約変更交渉において実施経費の節減に向けた努力を継続している。

＜契約変更の内容＞

○増加利用者分の運用期間:平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日(24 ヶ月)

※平成 27 年 4 月から運用開始するためには、設定変更やテストを実施する期間を要するため、平成 26 年 8 月を目途に契約変更を行う予定。

○利用者数及び契約金額に係る現行と追加分の比較

事項	現行	増加分
利用者数(ユーザアカウント数)	21,800 人	約 600 人
契約金額(税込)	10,528,975 千円	199,816 千円 (厚労省見積精査中)

○見積額の内訳(厚生労働省において現在精査中)

分類		金額(割合)	
ライセンス経費		102,344 千円	(51.2%)
ハードウェア経費		2,722 千円	(1.4%)
役務	構築費	71,422 千円	(35.7%)
	運用費	23,328 千円	(11.7%)
合計		199,816 千円	(100.0%)

以上